

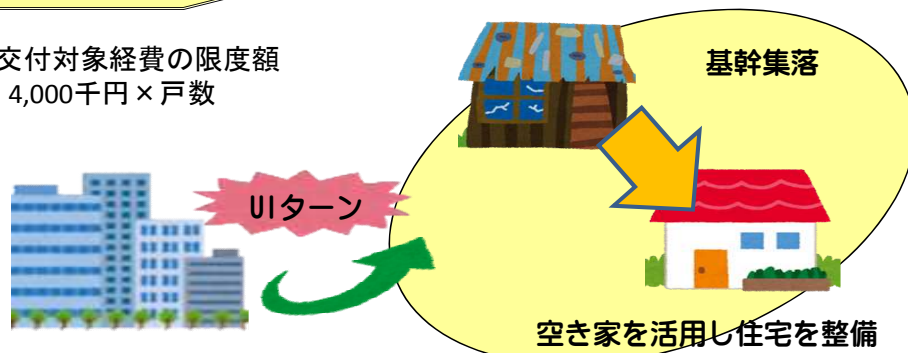
定住促進空き家活用事業(過疎地域集落再編整備事業)

定住促進空き家活用事業概要

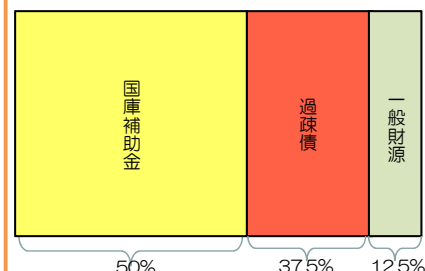
- 事業主体： 過疎地域市町村
- 補助対象限度額： 一戸当たり4,000千円 ○ 補助率： 1/2以内
- 事業実施期間： 原則として1箇年度以内
- 補助対象経費： 空き家改修費（新たに取得する、又は現に所有している空き家については、譲渡を予定しているものを除く。また、空き家を借り受けて整備する場合には、10年間以上借り受けを約すること。）
- 要件
 - ・ 基幹集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること。
 - ・ 空き家を整備する戸数が3戸以上であること。
 - ・ 公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項の規定による国の補助を受けて整備した住宅、その他この事業を実施する市町村が住宅の用に供している住宅は、対象から除外する。

事業イメージ

交付対象経費の限度額
4,000千円×戸数



財源スキーム例



※集落再編整備のための住宅に係る過疎債充当率は75%

地方自治体の空き家対策への地方財政措置

【交付税の概要】

- 空き家が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村は空家等対策計画の策定等により、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の利活用・除却等の地方自治体が行う空き家対策のプロセス全体を特別交付税により支援

【対象経費】

市町村が行う次の取組に係る地方負担について特別交付税措置(措置率0.5、財政力に応じて補正)

①空き家対策のために必要な調査

- ・ 空き家等の所有者特定のための調査
- ・ 空家等対策計画の策定等のために必要な空き家住宅等の実態把握

②空き家対策を講ずる上で必要な体制整備

- ・ 空き家に関するデータベースの整備
- ・ 空き家相談窓口の設置
- 等

③空家等対策計画の策定

④空き家の利活用

- ・ 空き家バンクの設置
- ・ 空き家の入居者への家賃補助 等

⑤危険な空き家の除却・改修

< 除却のイメージ >



※①及び③については、国庫補助事業の地方負担分に限る。

※都道府県についても、国庫補助事業の地方負担分(①, ③, ⑤)を対象とする。